

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2024年1月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目次 —

I. 最新法令情報（2023年12月中旬～2024年1月中旬）

- 会社法（2023年改正法）

II. 今月の中国関連ブログ記事

- 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-1 特許期間調整
- 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-2 遅延審査制度

III. 中国法務の現場より

「上海市弁護士による人口情報照会の変更について」

IV. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2023年12月中旬～2024年1月中旬）

◆ 会社法（2023年改正法）¹

全人代常務委員会 2023年12月29日公布、2024年7月1日施行

1. はじめに

2023年12月29日に2018年改正以降、5年ぶりに会社法が改正され、新たな会社法（以下「改正法」といい、現行の会社法を「現行法」という。）は2024年7月1日から施行されることが決定された。

改正法は、2021年12月、2022年12月そして2023年9月における3回の意見募集を踏まえて制定されたものであるが、現行法が全218条であるのに対し、改正法は全266条と条文数を大幅に増加しており、既存の条文への修正も含めて、大改正がなされているといえる²。

改正法は、株主の出資義務をはじめ、会社のガバナンス設計や高級管理人員の経営上の責任強化等、中国における会社運営に大きな影響を与える改正を含んだものとなっており、改正法における改正内容を適切に把握することは今後の中国国内事業の運営をするにあたって無視することはできない。

以下では、紙幅の許す限りで、特に留意する必要と思われる重要な改正内容を中心に、改正法について概観する。

2. 改正法のポイント

(1) 出資の払い込み期限の法定化

株主が会社の持分を引き受けるにあたって、現行法は出資履行期日について特段の期限を設定しておらず、実務上は、定款にて出資履行期日を数年先、極端な場合には数十年先と定めることもある。そのため、現行法下においては、会社が設立後相当な期間が経過しても、資本金の払い込みがされていないという状況も往々にして見られるが、このような状況は会社の健全な財務運営、債権者保護という観点からは問題となっていた。

この点改正法は、会社設立時における株主による出資義務に関し、会社設立日から5年以内という出資期限を明確にただけでなく、法令の定め又は国务院の決定により、有限責任会社の登録資本払い込み、登録資本の最低金額、株主の出資期限について別途定めを置くことができる余地が与えられている³。

2013年改正法以前の中国会社法においては、会社設立にあたっての最低出資額及び出資期

¹ 「公司法」

² 会社法改正草案の第一次草案及び第二次草案については、それぞれ本ニュースレター2022年1月号及び2023年1月号にて紹介しているので、参照されたい。

³ 改正法第47条

限を設けた払込出資制を採用していたが、2013年改正においてはこれらを廃して引受出資制を採用し、会社設立にあたってのハードルを下げ、投資やイノベーションの促進がされたところである。

改正法は、原則としてすべての企業に対し、一律に会社設立後5年以内という払い込み期限を設け、一部の重点的な業界に対しては更にこれよりも短い払い込み期限や、最低出資額等といった条件を設けることで、引受出資制の持つ債権者保護といった問題を解消することが期待されているが、他方で景気が低迷する中、新たな投資意欲が更に阻害されるのではないかと懸念もある。

債権者保護という点では、特に会社が支払不能となった場合、当該債権者は出資の引受をしたが払い込み期限が未到来の株主に対して、期限前に出資をすべきことを要求することができることとされている⁴。会社が支払不能な状況という破産に瀕した状況においては、出資期限にかかわらず、株主が出資の払い込みを義務付けられるという点で、重要な改正点といえる。

(2) 株主の出資義務を担保するための各種改正事項

上記(1)に記載したもののほか、株主による出資義務の履行を担保する観点で、改正法では以下のような改正点がある。

ア 会社に対する損害賠償責任

現行法上定款の定めにしたがった出資義務を履行していない場合、会社に対して出資をする義務を負うほか、既に出資義務を果たしている他の株主に対して違約責任を負うこととされているが⁵、改正法では、期限までに出资義務を果たさなかった場合には他の株主に対する責任ではなく、会社に対する損害賠償責任を負うものとされた⁶。

イ 株主の連帯責任

現行法上、現金ではなく現物出資がされた場合に、当該出資が定款に定める価値を著しく下回る場合には、当該出資株主が差額について補充する義務を負い、他の株主がそれについて連帯責任を負うものとされているが⁷、改正法では定款の定めにしたがった出資がされていない場合にも、出資が不足する範囲で他の株主も連帯責任を負うものとされ⁸、現物出資の場面に限らず、他の株主が連帯責任を負う余地が認められた。

ウ 董事会による催告と失権

新会社法では新たな規定として、設立後の会社において、董事会が株主の出資状況に対する検査をし、もしも株主が期限までに定款の定める出資の払い込みをしていないことを発見した場合には、書面により出資の催告をする義務が定められた⁹。これに違反したことで会社に損失が生じた場合には責任を負う董事においては損害賠償責任を負うことも合わせ

⁴ 改正法第54条

⁵ 現行法第28条第2項

⁶ 改正法第49条第2項

⁷ 現行法第30条

⁸ 改正法第50条

⁹ 改正法第51条第1項

て定められており¹⁰、この点において董事会、董事は重大な義務を負ったものといえる。

また、董事会からの催告においては、催告書面を発出した日から60日を下回らない期間の出資猶予期間を設けることができる一方、当該期間を経てもなお出資がされない場合には、董事会の決議をしたうえ、株主に対して通知をすることにより当該株主の出資義務を履行していない範囲において失権させることができ、この場合には失権通知を発出した日をもって失権することとされた¹¹。

上記により出資持分が失権した場合には、失権した日から6か月以内に持分譲渡又は減資によって処分することが求められ、もしも期間内にいずれもなされない場合には他の株主が持分比率に応じて出資義務を負うものとされている¹²。

(3) 株主以外の持分譲渡にあたっての手續簡素化等

ア 持分譲渡手續の簡素化

現行法上、株主が他の株主以外の第三者に対して持分譲渡をする場合には、他の株主の過半数の同意を取得することが求められているが¹³、これに対して改正法は他の株主の同意を不要とし、他の株主への書面通知をすれば足りることとされた¹⁴。

他の株主に対する通知書面においては、譲渡する持分の数量、価格、支払手段、支払期限等の事項を記載することが必要とされており、持分譲渡実務における指針が比較的明確にされたといえる。

また、持分譲渡をした場合には、会社に対しても書面通知をし、株主名簿の変更及び登記機関での変更登記手続を要求するべきことが新たに定められた¹⁵。この点は、会社法適用の若干問題に関する規定（三）（以下「会社法解釈（三）」という。）¹⁶の定めを会社法レベルに反映したものと見える¹⁷。

他方、持分譲渡がされた場合には、譲受人が株主名簿に記載をされた時点をもって会社に対して株主としての権利を行使、主張することができる、という一文が加えられている¹⁸。これまでの実務上、株主名簿は会社法の定めにかかわらず作成されていないことが通常であったが、改正法が施行された後は株主名簿の作成、備え付け、そして持分譲渡による株主の変更が生じた際の株主名簿の変更は実務上非常に重要な点となりうる。

¹⁰ 改正法第51条第2項

¹¹ 改正法第52条第1項

¹² 改正法第52条第2項

¹³ 改正法第71条第2項

¹⁴ 改正法第84条第2項

¹⁵ 改正法第86条

¹⁶ 「关于适用《中华人民共和国公司法》若干问题的规定（三）」

¹⁷ 会社法解釈（三）第23条

¹⁸ 会社法第86条第2項

イ 持分譲受人における出資義務の承継

さらに、出資義務が未了の持分を譲り受けた株主においては、当該出資未了の事実を知り又は知り得た場合には、譲受人が当該持分にかかる出資義務を承継しつつ、譲受人が当該義務を履行しない場合には譲渡人においても当該出資に関する補充責任を負うことが新たに定められており¹⁹、これも上記会社法解釈（三）において定められた内容を会社法に反映したものであり²⁰、全く新しい責任、義務を法定したものではない。

ウ 会社に対する持分買取請求

現行法上、5年間配当が可能であるにもかかわらず会社が配当を行わないなど、一定の場合には株主会決議で反対決議をした株主が会社に対してその保有持分の買取請求をすることができるとして、少数株主の保護が図られている²¹。

この点、改正法では、現行法の定めに加え、会社の支配株主が株主権利を濫用し、会社又はその他の株主の権利を著しく害する場合には、他の株主は会社に対して合理的な価格をもって持分の買取を要求できる旨が新設された²²。

どのような場合に、株主権利の濫用があり、会社や株主の権利を著しく害したと評価しうるかは明確な基準があるわけではなく、また、何をもって合理的な価格というかも明確ではない。そのため、会社法の条文のみを根拠に実際の権利行使にあたっての難度はあると思われる、その点では今後関連する立法や司法解釈の制定が期待されるが、少なくとも少数株主保護の一つのルートを明確にしたという点では重要な改正事項といえる。

(4) 減資に関する制度の追加

ア 持分比率に応じた減資原則

通常の減資に関し、改正法は、減資を行うにあたっては法令の定めや全株主の別途の合意等がある場合を除いて原則として各株主の出資持分割合に応じて減資をしなければならないというルールを新たに明確にした²³。

現行法上、一部の株主が会社の経営からエグジットをする方法として、当該株主のみが減資を行うという手法が用いられることがあるが、改正法は原則としては、このような手法を禁じたものといえる。但し、全株主による合意がある場合には当該原則が解除されるとされていることから、改正法施行後において上記の手法を用いる場合には別途全株主間での減資契約を締結し、これを登記機関へ提出することが必要になるものと予想される。

イ 簡易減資制度の導入

現行法上、会社に欠損が発生した場合、資本積立金²⁴以外の積立金（法定積立金、任意積立

¹⁹ 改正法第88条第1項

²⁰ 会社法解釈（三）第18条

²¹ 現行法第74条

²² 改正法第89条第3項

²³ 改正法第224条第3項

²⁴ 資本積立金とは、会社の生産経営以外で、資本、資本そのもの及びその他の原因によって株主に生じる収入をいい、株式のプレミアム、贈与、資産価値の上昇等といったものがこれに含まれるとされる。

金)のみをその補填に充てることができるとされていたが²⁵、この点改正法はまずは法定積立金及び任意積立金を充当することを前提として、それでも欠損の解消ができない場合には資本積立金を欠損の補填に充てることができるとした²⁶。

このような改正点を前提として、改正法では減資に関して新たに簡易減資という制度を導入した。すなわち、上記のとおり資本積立金を充当してもなお欠損が補填されない場合には、欠損部分に対応する登録資本につき減資をすることができるものとされた²⁷。

そして、この場合には通常の減資手続において必要とされる債権者への通知や、債権者に対する弁済義務・担保提供義務を負うことなく、株主会の決議と公告をすることによって減資をすることができる。但し、この場合には以下の条件を遵守することが必要となる。

- 簡易減資による株主への配当をしないこと
- 株主の出資義務を免除してはならないこと
- 法定積立金、任意積立金の累計額が登録資本の50%に達するまでは配当をしないこと

(5) 株主会における決議事項等

ア 株主会における決議事項

改正法では、株主会の決議事項につき現行法上定められているもののうち、①会社の経営方針及び投資計画の決定、及び②会社の年度予算案決算案の承認を除外した²⁸。

イ 株主会における原則的な議事方法

現行法においては、定款修正、増減資、会社合併・分割、解散又は会社形式の変更については、3分の2以上を代表する株主による決議を経なければならないと定められている以外、株主会における議事方法が明確に法定されていない²⁹。

ただ、実務上は過半数による決議が原則との理解のもと、そのように運用されていることが通常であったが、改正法においてはこの点が条文上明確に定められた³⁰。

ウ 執行董事という呼称の廃止

現行法上、董事長、執行董事又は総経理のいずれかが会社の法定代表者となり得ることが定められており³¹、執行董事という呼称が法律上も登記実務上も用いられているが、改正法は執行董事という呼称を廃止し、また、法定代表者になる者についても会社を代表して会社事務を執行する董事又は総経理のいずれか、という形に変更された³²。

²⁵ 現行法第168条

²⁶ 改正法第214条第2項

²⁷ 改正法第225条第1項

²⁸ 改正法第59条第1項

²⁹ 現行法第43条第2項

³⁰ 改正法第66条第2項

³¹ 現行法第13条

³² 改正法第10条

(6) 董事会における決議事項等

ア 董事会における決議事項

株主会における決議事項から財務予算案、決算案の決定が削除されたことに対応し、董事会の決議事項からも財務予算案、決算案の制定が除外された³³。その一方、改正法では会社定款による董事会の権限への制限について、善意の相手方に対して対抗できない旨が改めて明確化された³⁴。

イ 董事会の構成

現行法では董事会を設置する場合の構成人数について、3名以上13名以下という人数上の範囲を定めているが³⁵、改正法では3名以上という最低人数は留保しつつ13名以下という人数を撤廃した³⁶。

また、現行法においては、2以上の国有企業又は国有企業が出資する2以上の有限責任公司においては、董事会の構成員として従業員代表の董事を置くことが義務付けられ、他方それ以外の有限責任公司においては従業員代表董事の設置は任意とされている³⁷。この点につき、改正法では、従業員数が300名を超える有限責任会社においては、監事会が設置され、且つ、その中で従業員代表の監事が選任されている場合を除き、原則として従業員代表董事を選任することが求められている³⁸。従業員が300名を超える企業は少なからず存在するところ、この点は比較的実務に与える影響も大きいように思われる。

ウ 董事会における原則的な議事方法

現行法においては、株主会におけるのと同様、董事会における議事方法も特に明確に定められていなかったが、改正法では董事会の定足数として過半数以上の董事の出席が必要であることを明記すると共に、原則として全董事の過半数による決議をすべきことが明記された³⁹。もっとも、定款によりこれよりも厳格な特別決議事項を定めることは妨げられない⁴⁰。

(7) 監事、監事会の不設置

現行法上、会社は原則として監事会を設置することが必要であり、株主の人数が比較的少ない又は会社の規模が比較的小さい会社に関しては1名又は2名の監事のみを設置すれば良いこととされている⁴¹。実務上、監事会まで設置しているのは相対的には少数であり、大半は監事を1名又は2名のみ設置していることが多いが、いずれにしても1名以上の監事を設置することは必要となっている。

³³ 改正法第67条第1項

³⁴ 改正法第67条第2項

³⁵ 現行法第44条

³⁶ 改正法第68条第1項

³⁷ 現行法第44条第2項

³⁸ 改正法第68条第1項

³⁹ 改正法第73条第2項

⁴⁰ 改正法第73条第1項

⁴¹ 現行法第51条第1項

この点、改正法では監事の設置も不要となる場合を新たに設けており、今後はより柔軟な会社設計をすることが可能になることが期待される。具体的には以下の場合に、監事の設置も不要とされている。

- 董事会にて、董事によって組成される監査委員会（审计委员会）を設置し、監事会の職権を行使する場合⁴²
- 会社の規模が比較的小さい又は株主の数が比較的少ない会社において、株主全体が同意をした場合⁴³

(8) 董事等の責任強化

ア 忠実義務と勤勉義務

現行法上、董事、監事、高級管理人員において、会社に対する忠実義務と勤勉義務を負うことが定められているが⁴⁴、これらの義務が具体的に何を指すのか条文上は明確にされていなかった。この点、改正では忠実義務⁴⁵と勤勉義務⁴⁶の内容を明確にするとともに、これらの義務を負う対象として上記の董事等に限らず、会社の支配株主あるいは実質支配者で董事ではないが実際に会社の事務を執行する者にも拡張し、これによって会社の適正な経営、運営を担保している⁴⁷。

また、会社の支配株主、実質支配者が董事、高級管理人員を指示して会社又は株主の利益を損なった場合には、当該董事、高級管理人員と連帯して責任を負うことも明記され⁴⁸、有限責任会社における株主の責任についても一定程度拡張がされているといえる。

イ 利益相反取引に対する制限の強化

現行法においては、董事、高級管理人員が定款の定め違反し、又は株主会の同意を得ずに会社と直接契約締結又は取引をすることが利益相反取引に対する規制として定められている⁴⁹。この点、改正法では、利益相反取引の主体として董事、高級管理人員のほかに監事を追加したうえで、間接的に会社と契約締結又は取引をすることも利益相反取引の対象に拡張した。そして、このような取引を行うにあたっては、董事会又は株主会に報告をし、且つ会社定款にしたがって董事会又は株主会の決議を経ることが必要とされた⁵⁰。

更に、董事、監事、高級管理人員の近親者、董事・監事・高級管理人員又はその近親者が直接又は間接的に支配する会社、及び董事・監事・高級管理人員がその他の関連関係を持つ関係者が会社と契約締結又は取引を行う場合も利益相反取引として取り扱われ、同様に

⁴² 改正法第 69 条

⁴³ 改正法第 83 条

⁴⁴ 現行法第 147 条第 1 項

⁴⁵ 忠実義務とは、自らの利益と会社の利益の相反を回避するための措置を講じ、職権を利用した不正な利益の獲得をしてはならない義務をいう(改正法第 180 条第 1 項)。

⁴⁶ 勤勉義務とは、職務執行にあたって、会社の利益を最大化するため、通常の管理者における合理的な注意をすべき義務をいう(改正法第 180 条第 2 項)。

⁴⁷ 改正法第 180 条

⁴⁸ 改正法第 192 条

⁴⁹ 現行法第 148 条第 1 項第 4 号

⁵⁰ 改正法第 182 条第 1 項

董事会又は株主会の決議が必要とされている⁵¹。中国では、董事等の親族が出資する、あるいは董事等を務める会社と、董事等の属する会社との間で取引契約が締結されるといったことは日常的によく見られるところであるが、このような取引は現行法上利益相反取引として捉えることが条文上は困難であった。

改正法においてはこういった取引も正面から利益相反取引として取り扱われ、株主会や董事会の決議が必要とされたことから、例えば今後法務 DD 等を行うにあたっては、このような関連当事者取引において必要な決議がなされているかといった点も慎重に検討をすることも必要になるといえる。

ウ 第三者に対する損害賠償責任

現行法上、董事、高級管理人員が法令、会社定款に違反して会社に損害を与えた場合、又は株主に損害を与えた場合には、会社、株主に対して損害賠償責任を負う旨が定められているが⁵²、これら以外の第三者に対する損害賠償責任の有無については明確にされておらず、実務上はこれを否定する見解も有力であった。

この点、改正法は董事、高級管理人員がその職務執行にあたって他人に損害を加えた場合には、会社が原則として当該他人に賠償責任を負うこととされると共に、当該董事等に故意又は重過失がある場合には当該董事等も他人に対して賠償責任を負うことが定められ⁵³、これによって、軽過失による場合を除き第三者に対する賠償責任があることが明確にされた。

3. まとめ

今回の改正点は非常に多岐にわたっているため、特に重要と思われるポイントのみをピックアップして解説をした。今回の改正法は 2024 年 7 月 1 日から施行されるものではあるが、一部の市場監督管理局では、現行法下で設立された会社の変更登記手続において既に改正法を意識した書類の作成を要求するところも出始めている。

また、特に外商投資法に基づく会社組織の変更に関しては 2024 年 12 月末までとされている関係で、特に中外合弁企業においては、意思決定機関を董事会から株主会に変更するといった対応が必要になってくるが、改正法が公布されたことによって、今後変更登記手続を行う際には、上記のとおり改正法の内容を意識したものを作成していくことが求められると思われる。

本改正法は合弁企業、独資企業を問わず、会社のガバナンスに影響を与える改正点が数多くあることから、企業においては十分に改正法の内容を把握しておくと共に、もしも改正法内容の把握に不安がある場合には早めに専門家からのアドバイスを受けることが望ましいといえる。

執筆担当：包城偉豊

⁵¹ 改正法第 182 条第 2 項

⁵² 現行法第 149 条、第 152 条

⁵³ 改正法第 191 条

II. 今月の中国関連ブログ記事

2024年1月にTMI 総合法律事務所ウェブサイト上でブログ掲載した、中国関連の記事をご紹介します。タイトルをクリックしていただきますと、ブラウザにて該当記事を読むことができますので、本ニュースレターと合わせて、ご参考にしていただけますと幸いです。

| 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-1 特許期間調整 | |
|----------------------------------|--|
| 掲載日 | 2024年1月5日 |
| 概要 | 2023年12月21日に公表された専利法実施細則の改正条文及び専利審査基準の改正内容について紹介しています。 |
| 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-2 遅延審査制度 | |
| 掲載日 | 2024年1月24日 |
| 概要 | 2023年12月21日に公表された専利法実施細則の改正条文及び専利審査基準の改正内容について紹介しています。 |

III. 中国法務の現場より

◆ 上海市弁護士による人口情報照会の変更について

2020年6月8日、上海市公安局は「人口情報照会業務のさらなる規範化に関する通知」⁵⁴（滬公指通字〔2020〕110号、以下「通知」という。）を公表した⁵⁵。その後、上海の弁護士がオンライン又はオフラインで人口情報を照会できるようになった。2024年1月11日、弁護士業務の便利さと法律サービス業界の情報化レベルの向上を目指して、上海市公安局、上海市司法局及び上海市弁護士協会の共同推進のもと、上海市弁護士協会が「公安機関による弁護士業務の「一つの事項」オンライン照会機能が随申弁⁵⁶プラットフォームへの導入」⁵⁷（以下「本規定」という。）を発表しており、オンラインでの照会方法が随申弁に移行された⁵⁸。本稿では、上海市弁護士による人口情報照会の変更点に焦点を当てて紹介する。

I. 照会範囲の変更

本規定が公表された後、上海市で執務する弁護士が照会できる事項について、以下のとおり変更が生じた。

| 照会事項 | 通知 | 本規定 |
|--|----------------------|--|
| 上海市の戸籍を有する人の人口情報 | 可 | 可 |
| 他の省・市の戸籍を有する人の人口情報 | 可 | オンラインでの照会ができず、オフライン窓口を通じて公安機関に申請して行う必要がある。 |
| 他の省・市の戸籍を有する人の上海市内での居住情報 ⁵⁹ | 可 | 可 |
| 14歳未満の未成年者の個人情報 | 規定なし | 不可 ⁶⁰ |
| 人口情報への照会項目 | 8項目 ⁶¹ あり | 6項目 ⁶² に縮小 |

上表からすると、今後、オフライン窓口を通じてのみ他の省・市の戸籍情報を照会でき、オンラインで照会できる範囲は上海市の戸籍を有する人の人口情報や他の省・市の戸籍を有する人の上海市内での居住情報に限定されている。また、照会項目から、被照会者の民族と写真の2項目が削除されており、氏名、性別、生年月日、常住地の住所、公民身分証番号、所属

⁵⁴ 「关于进一步规范人口信息查询工作的通知」

⁵⁵ <https://gaj.sh.gov.cn/shga/wzXxfbZfgkxx/detail?pa=7e6fb2fa2038e38373481f280e23f0bce8162c5a61524bf7960438a94e0fe1eb73e11d5a2e6863b0>

⁵⁶ 「随時に申請、弁理する」意味を有する行政事務サービスを手軽に済ませるアプリである。

⁵⁷ 公安机关保障律师执业“一件事”线上查询功能上线“随申办”平台

⁵⁸ <https://www.lawyers.org.cn/info/d45f547cb1e2439cb3d95ac22d12cf0f>

⁵⁹ 有効な「上海市居住証」を持つ被照会者の上海市居住登記住所情報を指す。

⁶⁰ 「中華人民共和国個人情報保護法」第31条によると、個人情報の処理者が14歳未満の未成年者の個人情報を処理する場合、未成年者の両親又はその他の保護者の同意を得る必要がある。「個人情報保護法」は14歳未満の未成年者の個人情報に対してより高い保護要求を設けており、その権益を十分に保護するため、公安機関は14歳未満の未成年者の個人情報の照会を提供していない。

⁶¹ 照会範囲は被照会者の氏名、性別、民族、生年月日、常住地の住所、公民身分証番号、写真、所属する派出所の8項目に限られている。

⁶² 照会範囲は被照会者の氏名、性別、生年月日、常住地の住所、公民身分証番号、所属する派出所の6項目に限られている。

する派出所の 6 項目のみが照会可能となり、14 歳未満の未成年者の個人情報照会できなくなる。

2. オンライン照会方法の変更

通知によると、上海市の弁護士は、オンラインの「上海公安人口管理 WeChat 公式アカウント」及びオフライン窓口を通じて関連する人口情報を照会することができる。本規定の実施に伴い、オンラインの照会方法は「随申弁」アプリ、「随申弁」の WeChat ミニプログラム、及び「随申弁」の支付宝 (Alipay) へと移行した。

具体的な照会方法に関して、上海市の弁護士が関連する人口情報を照会する必要がある場合、その所属する法律事務所による承認を得た上で、「随申弁」に本人の弁護士執務証明書及び委任状の写真をアップロードした後、上海戸籍を持つ人の戸籍情報や他の省・市の戸籍を持つ人の上海市内居住情報の照会を申請することが可能である。その照会結果は下図に示されている。



(審査完了)



(照会結果)

3. オフライン照会方法の変更

| 事項 | 通知 (2020) | 本規定 (2024) |
|------------------|--|--|
| オフライン窓口の照会に必要な資料 | ①「人口情報照会申請書」を記入し、提出する。 ②弁護士執務証明書を提示し、照会理由及び被照会者の関連情報を記載した所属事務所の「紹介状」を提出する。 ③他の省・市の戸籍を持つ人の人口情報及び上海市内居住情報の照会を申請する場合、自然人委任者 | ①「人口情報照会申請書」を記入し、提出する。 ②本人の有効な弁護士執務証明書を提示し、「紹介状」を提出する。 ③自然人委任者の署名又は法人、非法人組織の委任者の押印がある「委任状」(当該委任状は当事者 |

| | | |
|-------------------|---|--|
| | の署名又は法人、非法人組織の委任者の押印がある「委任状」を同時に提出する必要がある。 | が弁護士にその案件を担当させるための委任である)。 |
| 唯一の照会対象者を特定できない場合 | 弁護士が被照会者の正確な氏名と公民身分証番号を提供できず、システムによる照会で唯一の対象を特定できない場合、照会結果は弁護士に提供されない。ただ、照会条件に合致する人物の関連情報を弁護士が抜粋することは可能である。 | 市民の個人プライバシーを保護するため、正確な氏名や公民身分証番号を提供できず、システムによる照会で唯一の対象を特定できない場合は、照会結果を弁護士に提供しない。 |

本規定が施行されて以降、弁護士が上海市内の人口情報を照会するとしても、公安機関に委任者からの「委任状」を提出する必要がある。また、照会を行う際に、公安機関に正確な氏名や公民身分証番号を提供できない場合、公安機関から関連情報を入手することができない可能性が高まり、照会基準が以前よりも厳格化されていると言える。

4. その他の照会方法

上記のオンライン及びオフラインの照会方法に加えて、弁護士は人民法院が発行する調査命令を通じて人口情報を照会することもできる。一般的に、代理人弁護士が通常の調査証拠収集手段によって証拠を取得することができない場合、代理人弁護士の申請に基づき、人民法院が必要と判断した場合に、「調査令」と呼ばれる決定書を出すことができる。弁護士は、当該「調査令」に基づき、人民法院の認めた範囲内で協力対象者に対して調査を行い、証拠を収集することが可能である。したがって、人民法院により発行された調査令は委任状に代わり、関連規定に基づき人口情報の照会を申請することが可能である。

執筆担当：席 修挙

IV. バックナンバー

過去1年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。

号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

| 号数 | 紹介法令/判例 | 今月の中国関連ブログ記事/ 連載・コラム |
|---------------------------|---|---|
| 2023年12月号 | <ul style="list-style-type: none"> 最高人民法院による「民法典」契約編通則の適用における若干問題に関する解釈 最高人民法院による「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」の適用における若干問題に関する解釈（二） 最高人民法院による労働紛争事件の審理における法律適用問題に関する解釈（二）（意見募集稿） | <ul style="list-style-type: none"> 2023年11月7日北京市知的財産局主催の国別知的財産セミナーへの登壇について 侵害訴訟中に被疑侵害者が権利無効の抗弁を行った事例 2023年11月29日浙江省知的財産局主催の知財ハイレベル人材育成セミナーへの登壇について AIが生成した画像の著作物性と著作権侵害が初めて認められた中国の裁判例 ネットワークセキュリティインシデント報告管理弁法（意見募集稿）について グレーターベイエリア（内地、香港）個人情報越境流動標準契約実施手引きについて 専利法実施細則改正内容の公表 |
| 2023年11月号 | <ul style="list-style-type: none"> 未成年者インターネット保護条例 「ハーグ条約」への加入及び実施開始 | <ul style="list-style-type: none"> 中国深圳市での特許セミナー講師 |
| 2023年10月号 | <ul style="list-style-type: none"> テスラ表示の使用に関する権利侵害訴訟（馳名商標認定） | <ul style="list-style-type: none"> 中国個人情報の越境移転に関する重要な立法動向（「データの越境流動規範と促進規定」意見募集稿について） |

| | | |
|----------|--|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> 知的財産局が「特許遅延審査のガイドライン」を公表 GUIの意匠権に基づくソフトウェア提供者への権利行使が認められた事例 |
| 2023年9月号 | <ul style="list-style-type: none"> 民事訴訟法の改正に関する決定 外国国家免除法 企業名称登記管理規定実施弁法 | <ul style="list-style-type: none"> 社内資料に基づく先使用の抗弁が認められた事例 |
| 2023年8月号 | <ul style="list-style-type: none"> 外商投資環境の更なる最適化と外商投資誘致活動の強化に関する意見 個人情報保護に関するコンプライアンス監査管理弁法（パブリックコメント） | |
| 2023年7月号 | <ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和国対外関係法 知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限の禁止規定 ドローン飛行管理暫定条例 | <ul style="list-style-type: none"> 知財局による専利権譲渡・ライセンス契約雛形及び契約締結ガイドラインの公表 |
| 2023年6月号 | <ul style="list-style-type: none"> ブラインドボックス経営行為規範ガイドライン(試行) 医薬品、医療機械、保健食品、特定医療用配方食品に関する広告審査管理弁法（意見募集稿） 非正常な特許出願行為の認定及び認定後の処理に関するガイドライン | <ul style="list-style-type: none"> 個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン（第一版）～重要ポイントと実務対応～ 「商標審査案件の審理中止状況規則」に関する解説 |
| 2023年5月号 | <ul style="list-style-type: none"> 知的財産事件の取扱いに関する人民検察院の業務指針 薬品基準管理弁法（意見募集稿） | <ul style="list-style-type: none"> 最高人民法院が2022年10大知財事件を公表～その1～ 明細書の直接的な記載に基づかない補正が許された事例 |
| 2023年4月号 | <ul style="list-style-type: none"> 独禁法関連規定について 最高人民法院による＜中華人民共和国民法典＞の権利侵害責任編の適用に関する解釈（一）（意見募集稿） 全国の地域別最低賃金の状況（2023年4月1日時点） | |

| | | |
|-----------------|---|--|
| <p>2023年3月号</p> | <ul style="list-style-type: none"> 立法法（2023年改正） 個人情報越境移転標準契約の主な内容 「職場における女性従業員特殊労働保護制度（参考手引書）」及び「職場におけるセクシャルハラスメント防止の制度（参考手引書）」の発行に関する通知 | <ul style="list-style-type: none"> 侵害訴訟中に訂正された請求項の扱い及び公然実施に基づく従来技術の抗弁に関する事例 |
| <p>2023年2月号</p> | <ul style="list-style-type: none"> 外商投資研究開発センターの設立をより一層奨励する若干措置の通知 2022年度全国法院十大商事案件 | <ul style="list-style-type: none"> 商標法改正草案（意見募集稿） 2022年の知的財産権取得状況（速報） 信頼できないエンティティリスト組み入れによる対抗措置事例 個人情報越境移転標準契約（中国版 SCC）の正式公布～重要ポイントと実務対応～ |
| <p>2023年1月号</p> | <ul style="list-style-type: none"> 「対外貿易法（2022年改正法）」 「会社法（改正草案第二次審議稿）」 「商標法改正草案（意見募集稿）」 | |

編集・発行

TMI 総合法律事務所

発行日

2024年1月31日

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1

六本木ヒルズ森タワー23階

TEL: +81-(0)3-6438-5511

E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号

淮海国際広場 2605 室

TEL: +86-(0)21-5465-2233

E-mail: shanghai@tmi.gr.jp



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号

富爾大廈 3204 室

TEL: +86-(0)10-8595-1435

E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン/パリ

現地デスク

フィリピン/マレーシア/インドネシア/ブラジル/メキシコ/ケニア